

総合計画審議会 開催結果要旨

会議名	第10回木津川市総合計画審議会		
日時	平成20年12月10日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで	場所	木津川市役所 4階 4-1, 4-2 会議室
出席者	委員 ■:出席 □:欠席	1号委員 (議会推薦)	■高味 孝之委員
		2号委員 (公募委員)	■森本 茂委員、■福岡 正司委員、■中谷 啓一委員
		3号委員 (見識委員)	■真山 達志委員(会長)、■井上 典之委員(副会長)
		4号委員	□天津 泰治委員、■稲田 進委員、■大倉 恵美子委員 ■長西 養子委員、□木村 浩三委員、■中津川 敬朗委員 □西澤 浩美委員、■西村 紀寛委員、■西村 正子委員
	庶務 (事務局)	田中市長公室長、大西学研企画課長、坂元係長、中島主任	
ワーキング	㈱地域計画建築研究所 石川		
傍聴者	1名(内、報道関係者0名)		
議題	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長あいさつ</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 説明・確認事項</p> <p>① 今後のスケジュールについて</p> <p>(2) 報告・説明事項</p> <p>① パブリックコメントでの意見の取り扱いについて</p> <p>② 住民説明会での意見の取り扱いについて</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 次回審議会開催日程について</p> <p>(2) その他</p> <p>5. 閉会</p>		
会議結果要旨	<p>1. 開会</p> <p>事務局より開会を宣言した。 また、委員の交代について報告し、新たに就任いただいた森本委員より自己紹介があった。</p> <p>2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名</p> <p>会長より、開会にあたり、あいさつがあった。 なお、会議録署名委員として大倉 恵美子委員を指名した。</p> <p>3. 議事</p> <p>(1) 説明・確認事項</p> <p>① 今後のスケジュールについて</p> <p>事務局より、資料-1 を基に今後のスケジュールについて説明し、今後、本日を 含めて3回の審議会を開催し、1月下旬を目途に答申をいただくことを確認した。</p>		

なお、本日の審議終了後、次回審議会において早急に審議すべき事項がなくなったため、本日の審議に基づく修正箇所等については、郵送により各委員に確認いただくこととし、本日を含めて2回の審議会により答申いただくこととした。

## (2) 審議事項

### ① パブリックコメントでの意見の取り扱いについて

中間案に対して実施したパブリックコメントの結果及び意見に基づく修正案について、事務局より資料-2 を基に説明し、本日の審議経過により修正案を一部変更の上、中間案を修正することとした。

#### 【修正案の変更箇所】

意見 29

変更前：・平城・相楽地区、精華・西木津地区、木津南地区及び木津中央地区における、木津川市に住み・働く人々の生活や業務等の利便性を向上するためのセンターゾーンについて、商業・業務施設等の都市的サービス施設の立地・充実を推進します。

変更後：・平城・相楽地区、精華・西木津地区、木津南地区及び木津中央地区における、木津川市に住み・働く人々の生活や業務等の利便性を向上するため、商業・業務施設等の都市的サービス施設の立地・充実を推進します。

### ② 住民説明会での意見の取り扱いについて

中間案住民説明会の開催結果及び意見に基づく修正案について、事務局より資料-3 を基に説明し、資料の修正案により中間案を修正することとした。

なお、パブリックコメントの意見 29 と重複する内容については、審議事項①の経過に基づき修正することとした。

## 4. その他

### (1) 次回審議会開催日程について

本日の審議の結果、早急に確認すべき事項がなくなったため、次回審議会日程として予定していた12月24日については、延期することとし、1月中旬を目途にあらためて日程調整の上、後日、通知することとした。

なお、本日の審議結果による中間案の修正については、修正後の答申原案を郵送することにより、各委員に確認いただくこととした。

### (2) その他

事務局より、中間案の答申後に明らかとなった、錯誤により修正すべき箇所について報告し、事務局において修正することを確認した。

また、中間案を修正すべき箇所があれば、事務局まで報告するよう依頼した。

## 5. 閉会

1. 開会

2. 会長あいさつ及び議事録署名委員の指名

3. 議事

(1) 説明・確認事項

① 今後のスケジュールについて

事務局より、資料-1 を基に今後のスケジュールについて説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

なお、特段の意見等はなかった。

(2) 審議事項

① パブリックコメントでの意見の取り扱いについて

中間案に対して実施したパブリックコメントの結果及び意見に基づく修正案について、事務局より資料-2 を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。(○…質疑・意見、▶ …質疑に対する返答)

○意見 29 の要旨は、近鉄木津川台駅周辺の市街地整備であると思うが、修正案では、センターゾーンの施設充実がメインになっている。同駅周辺にセンターゾーンの機能を整備するのか。

また、精華・西木津地区のセンターゾーンは、精華町域のけいはんなプラザ周辺であり、現在の修正案では、意見と整合が取れていないのではないかと。

センターゾーンの整備に限定せず、周辺駅等の整備も含む表現に改めてはどうか。

▶ 同駅周辺は農地として推移しており、アクセス道路の整備等が不十分な状態となっている。そのような現状を踏まえ、駅を利用する住民がまちづくり協議会を設立され、議論された結果として意見を提出された。

市としても、平成 21 年度から同駅周辺の駅前らしいあり方について、アクセスを含めて検討することとしており、周辺の農地にも配慮しながら進めていく。

○特に、センターゾーンにこだわらないのであれば、「センターゾーン」を削除してはどうか。

また、主に駅周辺のアクセス充実を求める意見であり、その点については、別の箇所具体的に記載しているため、センターゾーンに限定するのであれば、精華・西木津地区を盛り込む必要はないのではないかと。

▶ 同地区のセンターゾーンが駅周辺を含んでいないのであれば、どちらかを削除する方向で審議いただきたい。

○都市拠点の整備として、総合計画に盛り込んではどうか。

▶ 中心都市拠点及び都市拠点については、新市基本計画を継承するかたちで、基本構想の将来都市構造で議論いただいた。

近鉄各駅周辺は、人が集積する重要拠点であるが、都市拠点に位置付けることについては、これまでの議論と整合を図る必要がある。

○「商業・業務施設等の都市的サービス施設の立地・充実を推進する」との記述から、

どのような地域の整備を図るかは、ある程度想定できるため、修正案から「センターゾーン」に関する記述を削除し、幅を持たせることとしてはどうか。(議長)

▶ 修正案をそのように変更し、中間案を修正する。

○意見 29 に関連し、大変大きな面積を有する木津北地区及び木津東地区の土地利用について、具体の事業を記述する必要があるのではないか。

▶ 同地区については、都市機構とも連携しながら、今後の土地利用方策を検討することとしている。

中間案にも 3 点の基本方針を位置付けており、この方針に基づいて、今後、関係機関と議論を深めていくこととしたい。

○総合計画には、10 年後の夢を描くべきではないか。

同地区は、30 年間放置された土地であり、地元住民だけでは元の里山に再生することもかなわない。国や自治体を主体として、夢の持てるような事業を盛り込んでもらいたい。

○その点では、先日新聞報道がされた京大農場の立地も夢のある取り組みである。

▶ 方針の 2 つ目で、夢のある内容も盛り込んでいる。京都大学の立地については、確定していないが大きな期待を持っている。実際に立地すれば、隣接する同地区の土地利用においても連携が図れる可能性がある。そのような可能性も含めて検討していきたい。

○例えば、鹿背山城の活用などで、具体の事業を盛り込んでどうか。

▶ 具体的な事業が定まっていない現状では、踏み込んで書くことは困難である。

他の項目で、里山の保全等を具体の事業に掲げているが、ここではもう少し幅広く検討することとしている。

○「具体の事業等」については、行政で一定の熟度がある事業計画の例を挙げている。

土地利用の方針は本文中で示されており、主な事業は実現性の高い事業に絞ってよいのではないか。

ただし、今後、具体化される事業については、実施計画に盛り込む必要がある。(議長)

○パブリックコメントや住民説明会の意見を踏まえて、あらためて中間案を読めると、事業を進めていく上では、行政の組織に縛られない一体的な取り組みが必要であり、様々な関係課・部の協力が必要であると感じた。そのような取り組みが必要である。

▶ 総合計画の名の下に、計画を推進する行政の体制についても、総合的な連携体制の下に進めていきたい。

○パブリックコメントでの意見に基づく修正については、審議経過を踏まえて修正案を一部変更の上、実施することとする。(議長)

## ② 住民説明会での意見の取り扱いについて

中間案住民説明会の開催結果及び意見に基づく修正案について、事務局より資料-3 を基に説明し、会議結果要旨のとおり確認した。

主な意見・質疑等は次のとおり。（○…質疑・意見、▶…質疑に対する返答）

○意見の多くは中間案に盛り込み済みであるが、実施計画を検討する際は、十分参考にさせていただきたい。

また、成果指標については、行政にもプレッシャーとなるよう、高い目標を設定する必要があるのではないか。

▶ 実施計画の策定や事業の実施に際しては、財政負担に留意しながら、いただいた意見を参考にさせていただく。

成果指標については、到達度を評価できるものにするため、担当課と協議の上、実現性のあるものになっているが、厳しい目標を掲げているものもあるので、ご理解いただきたい。

○景観に関する考え方や事業については、計画の随所に書かれているが、市全体としての方針をしっかりと示すべきではないか。

また、自然、都市、歴史など、様々な側面で方針を具体化すべきではないか。

▶ 基本計画 95 ページで、都市景観形成の充実を図ることとしている。ここでは、中山間地域等も含んでいる。今後、都市計画マスタープランや地区計画においても、景観づくりに取り組んでいく。

また、47 ページにおいても、農山村集落の景観保全や活用策の検討を明記しており、計画全体に景観の視点を取り入れているが、全体的な方針としては、まちの将来像に「水・緑・歴史が薫る文化創造都市」として看板を掲げている。

○景観を市の財産と捉え、重点的に事業に取り組んでいくべきである。

▶ 一言で景観と言っても、現在の景観を守るもの、かつての景観を再生するものなど、場所によって必要な取り組みが異なるため、ひとつの具体的な方針を示すことは難しい。

市として、景観を資源として認識し、しっかりと保全・活用・再生に取り組む必要があると考えており、実施計画で具体化していく。

○実施計画で検討すべき意見が多かったように感じた。

意見でも出ていたように、本計画では市民と行政の連携や協働の視点が多く含まれているが、行政内部の部や課を超えた連携・連帯も必要である。

そのような文言も、盛り込む必要があるのではないか。

▶ 基本計画 112 ページで、まずは、協働の基本的な仕組みづくりに取り組むこととしている。

また、116 ページの組織・機構の強化に基づき、協働を推進するための人材教育や、縦割り組織の排除に努めていきたい。

市民との連携や協働に関する現在の窓口は、学研企画課になっているので、今後、具体のルールづくりに取り組んでいきたい。

○58 ページに記載された「特産品の開発」には、観光振興に必要となるお土産品も含まれているのか。

▶ お土産品としての視点も含めて、民芸品なども視野に幅広く捉えている。

○本日の審議結果を踏まえ、住民説明会での意見に基づき、資料のとおり 2 箇所を

	<p>修正することとする。(議長)</p> <p>○パブリックコメントと住民説明会の意見の取り扱いについて、どのように市民へ公表していくのか。</p> <p>▶ 審議会の結果に基づき、市の考え方と修正内容とあわせ、ホームページとパブリックコメントで案を公表した窓口で公表していく。</p> <p><b>4. その他</b></p> <p>(1) <b>次回審議会開催日程について</b></p> <p>本日の修正内容を反映した答申原案については、郵送により各委員に確認いただくこととし、財政収支見通しや清掃センターに関する記述を確認いただくため、1月中旬を目途に次回審議会を開催することを確認した。</p> <p>後日、日程調整の上、各委員へ通知することとした。</p> <p>(2) <b>その他</b></p> <p>軽微な修正箇所について、事務局より報告し、報告のとおり修正することを確認した。また、各委員において、気付かれた点があれば、随時事務局まで報告いただくよう依頼した。</p> <p><b>5. 閉会</b></p>
<p><b>その他 特記事項</b></p>	<p>特になし。</p>